

令和2年11月 4日（水）

# 令和2年河南町議会11月臨時会議会議録

（第 1 号）

河 南 町 議 会



令和2年河南町議会11月臨時会議会議録

年 月 日 令和2年11月4日(水)

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番	高田伸也	2番	松本四郎
3番	河合英紀	4番	大門晶子
5番	力武清	6番	佐々木希絵
7番	廣谷武	8番	浅岡正広
9番	福田太郎	10番	中川博

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田昌吾
教育長	新田晃之
地方創生特命理事	玉川英資
総合政策部長	辻本幸司
総務部長	渡辺慶啓
住民部長	上野文裕
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村夕香
まち創造部長	安井啓悦
総合政策部秘書企画課長	池添謙司
総合政策部副理事兼危機管理室長	牧野勉
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	多村美紀
総務部副理事兼施設整備担当課長	谷道広
総務部人事財政課長	和田信一
総務部契約検査室長	辻元哲夫
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長	後藤利彦
住民部副理事兼保険年金課長	大谷由候
住民部税務課長	藤木幹史
健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長	福田新吾

健康福祉部健康づくり推進課長

中 筋 美 枝

まち創造部地域整備課長

辻 野 智 洋

まち創造部副理事兼環境・まちづくり推進課長作業委員会事務局長

大 門 晃

まち創造部副理事兼上下水道課長兼水道技術管理者

辻 宅 英 之

(出 納 室)

理事兼会計管理者兼出納室長

福 瀬 一

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

湊 浩

教 ・ 育 部 教 育 課 長

中 海 幹 男

教 ・ 育 部 中 央 公 民 館 長 兼 大 宝 地 区 公 民 館 長 兼 図 書 館 長

森 弘 樹

教 ・ 育 部 こ だ も 1 ば ん 課 長

田 中 啓 之

教 ・ 育 部 副 理 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

梅 川 茂 宏

#### 議会事務局職員出席者

事 務 局 長

木 矢 年 謙

課 長 補 佐

門 林 純 司

#### 会議録署名議員

4 番 大 門 晶 子

5 番 力 武 清

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 か ら 第 6 ま で 、 及 び 追 加 日 程

# 令和2年河南町議会11月臨時会議

令和2年11月4日（水）午前9時開議

## 議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	6
日程第2	会議期間の決定について	6
日程第3	諸般の報告	7
日程第4	議案第38号 令和2年度河南町一般会計補正予算（第5号）	7
日程第5	議案第39号 訴えの提起について	10
日程第6	意見書案第2号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書	25
追加日程第1	予算特別委員会委員長から委員会の審査の経過及び結果について	28

議 事 の 経 過

午前9時00分開議

○議長（浅岡正広）

会議の前に、議員皆様、理事者の皆様に私から申し上げます。

本日、にわかに議題が重なりましたことからこのように早朝スタートになりましたことを、  
まずもってご理解願います。

改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、これより令和2年河南町議会11月臨時会議を開催します。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開き  
ます。

○議長（浅岡正広）

本臨時会議に対する説明員の通知は、議長宛てに回答がありましたので、お手元に配付し  
ております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、4番 大門議員、5番 力武議員を指名します。

○議長（浅岡正広）

日程第2 会議期間の決定についてを議題とします。

10月30日に開催されました議会運営委員会の審議結果をお手元に配付しております。

これにより、本臨時会議の会議期間につきましては本日1日にしたいと思いますが、ご異  
議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本臨時会議の会議期間は本日1日と決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

ここで、令和2年河南町議会11月臨時会議の開催に当たり、町長から挨拶の申し出がありましたので、これをお受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、令和2年河南町議会11月臨時会議に際しまして、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会議にご提案申し上げます案件は、予算案件1件、その他案件1件でございます。

まず、予算案件でございますけれども、議案第38号 令和2年度河南町一般会計補正予算（第5号）でございます。新型コロナウイルス感染症対策に関する補正予算等を主に掲示させていただきます。

その他の案件でございますけれども、議案第39号 訴えの提起についてでございます。河南町立小学校統合ほか改修工事設計業務委託契約の受託者に対しまして、損害賠償の請求に関して訴えを提起することについて提案させていただくものでございます。

詳細につきましては後ほど担当者からご説明いたしますので、よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

日程第3 諸般の報告を議題とします。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりです。

監査委員から8月から9月分までの例月出納検査の結果報告がございましたので、お手元に配付しております。いずれも正確に処理されたという内容でございました。ただいま監査委員がおられますので、河合議員、お疲れさまでございました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第4 議案第38号 令和2年度河南町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めますが、詳細な説明は省略願ひ、議案の表題の説明程度にとどめて  
いただきたいと思ひます。

それでは、説明を求めます。

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、予算書の5ページをお開きいただきたいと思ひます。

#### 議案第38号

##### 令和2年度河南町一般会計補正予算（第5号）

令和2年度河南町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,251万円を追加し、歳入歳出  
予算の総額を歳入歳出それぞれ81億507万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入  
歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することができる  
経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和2年11月4日提出

河南町長 森 田 昌 吾

でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、提案に関してのみ質疑があればお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

なければ、お諮りします。

ただいま上程のありました議案第38号の議案審査については、委員会条例第5条の規定に



より、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により予算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会にこれを付託し、審査することに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の指名を委員会条例第7条第2項の規定により議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員を議長から指名します。

まず、高田議員、松本議員、河合議員、大門議員、力武議員、佐々木議員、廣谷議員、福田議員、中川議員の以上9名を指名します。

ここで暫時休憩します。その間、正副委員長の互選を願います。

休 憩（午前9時07分）

~~~~~

再 開（午前9時08分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

予算特別委員会委員長に松本議員、副委員長に福田議員と決定されましたので、ご報告申し上げます。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りいたします。

日程第5 議案第39号 訴えの提起について及び日程第6 意見書案第2号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書（案）の2件について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、議案第39号及び意見書案第2号の2件について、本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第5 議案第39号 訴えの提起についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、議案書のほうをお開きいただきたいと思います。

#### 議案第39号

#### 訴えの提起について

次のとおり損害賠償の請求に関して、訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月4日提出

河南町長 森田昌吾

#### 1. 訴えの相手方

住所 大阪市浪速区元町2丁目2番12号

氏名 株式会社阿波設計事務所 代表取締役 瀬尾忠治

#### 2. 請求の趣旨

(1) 相手方に対し、損害賠償金として金519万1,991円及び町が施工業者に支払った日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。

(2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

#### 3. 請求の原因

相手方は、河南町立小学校統合他改修工事設計業務委託契約（以下「設計業務委託契約」という。）の受託者である。相手方が作成した実施設計図書により、河南町立小学校統合他改修工事請負契約を締結し、工事を実施したが、実施設計図書に瑕疵があった。相手方に実施設計図書の修補を請求したが、適正に対応しなかった事により、施工業者から大阪府建設

工事紛争審査会に調定申請書が提出された。大阪府建設工事紛争審査会の調停により町は施工業者に和解金として金519万1,991円の支払債務が生じた。大阪府建設工事紛争審査会では、相手方に設計業務委託契約第37条第1項の規定により瑕疵による損害賠償を求めたが、応じなかった事により訴えを提起するものである。

#### 4. 訴訟の遂行方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人とする。
- (2) 相手方の対応によっては和解を行う。
- (3) 判決の結果、必要がある場合は上訴を行う。

#### 5. 管轄裁判所

大阪地方裁判所

であります。

今後はこのような案件が生じないよう取組を進めてまいりますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

佐々木議員。

#### ○6番（佐々木希絵）

これに関しては先日、全員協議会で大分話をしたので、それ以上の話というのはなかなかないんですけども、裁判のときに、いつもなんですけれども、日程がどうであるとか進捗状況であるとかいう情報が少な過ぎるんです。裁判日程というのは、次回はいつでどういうことをしますというのが必ず出てくるはずで、それは住民に知る権利があるはずで、それは必ずこの裁判に関しては決まり次第、全員に報告するというのを徹底してほしいんですけども、そのあたり、どうでしょうか。

#### ○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

#### ○総務部長（渡辺慶啓）

今回、議決をいただいた後に裁判所のほうに訴状を提出する予定でございます。裁判所のほうへ訴状が提出された折には、事務局を通じて議会のほうにはいつ提出したかということ

を報告させていただきたいと思います。その後、審議の経過において必要が生じた場合は、常に報告するように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

必要な場合じゃなくて、分かるはずなので必ずお願いしたいんですけども。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

審議の日程につきましては報告をさせていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

力武議員。

○5番（力武 清）

今回の訴訟は、経過等々はもう結構ですのであれなんですけれども、本質的に工事の遅れを取り戻さんがためのいろんな形で現場での意思疎通が図れなかったという反省点は多々あるにしろ、問題は、追加工事をどうするかということはこの訴訟とは別にきちんとしないとあかんというふうに思うんですよ。防水工事なんて本当に大事な工事が残っているわけです。

今回、阿波設計事務所を相手取って訴訟を起こすわけなんですけれども、追加工事の設計業者委託はどうするのかということが今後の問題として出るんです。訴訟相手が阿波設計事務所、今度また阿波設計事務所が入札に参加するということはあるのか、その際はどうかということと、追加工事をいつの時点で発注をかけていくのかということ、それと全協のときにもちょっと言いましたけれども、今回の訴訟の最大の大義は何なのかということが全協のときにはっきり言われなかったです。訴訟をする内容は一体どこに大義があるんやと。民事訴訟にしているわけですから、そこどころの大義や社会的意義をどこに見いだすのかと。河南町が設計業者を相手取って訴訟をするわけですから、社会的意義はどこに見いだしていこうとしているのか、それがちょっと分からない。そういうことを説明したいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

屋上防水、外壁改修の設計業務につきましては、既に阿波設計事務所が作った設計書がございますので、それをもう一度、町のほうで精査させていただいた上で発注という形になるかと考えております。なお、発注時期につきましては、ほかに有利な補助金がないか、ちょっと今その辺の内容を調査しております、有利な補助金がついた場合、早急に対応に取りかかっていたいというふうに考えております。

それから、今回訴えを提起する大義ということでございますが、本来、阿波設計事務所の実設計図書に瑕疵がなければこういった結果は生まれなかったと、町が本来負担すべき費用は発生していなかった可能性がございますので、その辺につきましては、適正に損害賠償という形で相手方に責任を追及していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

私が質問したのは、社会的意義はどこにあるのか、訴訟する意義がどこにあるのかという内容に対して、今の答えは答えになっていない。

それともう一つは、追加工事の件なんですけど、阿波設計事務所がしたものを今後また追加工事するという事なんですけれども、阿波設計事務所がしたことの防水工事、外壁工事の設計上の問題はないのか、このことも確認したい。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

社会的意義といいますか、町のほうで公金を使用して工事をやっている上で、本来負担する必要がひよっとしたらなかった可能性もございますので、そこは今回、こういった形になったことに対して阿波設計事務所の責任を追及することに意義があるというふうに考えています。

それから、追加でする防水工事、外壁改修につきましては、既に阿波設計事務所の成果品がございますので、それを再度、町のほうの建築士なりが確認した上で、適正に執行できる

ように確認をしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

ちょっと渡辺部長の答えは私が意図するところの答えと平行線なんであれなんですけれども、これ町長に答えていただきたい。今後、こういった公共工事における設計上のミスであるとか瑕疵であるとかいうことが発生し得る可能性というのは大きいわけですね、こういう形で。全国的にこういう民事訴訟なり設計瑕疵を問題にした訴訟が実例としてあまり見受けられない。入札そのものに関しての訴訟はあったかも分かりませんが、設計上のミスを訴えるということはなかったんじゃないかな、僕が知る限り。そこのところが僕はポイントやというふうに思っているんですよ。社会的意義というのは、行政が設計業者を相手取って瑕疵を問題にして訴えるということがどういう影響を与えるのかと、河南町が行政として。そこのところをちょっと分かりやすく、そこのところを議論されたか、理事者の皆さんで。そこのところをもう少し掘り下げて答弁願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

訴える理由については総務部長が今答えたとおりなんです。

社会的意義といいますか、入札して契約して設計図書が出来上がってくるんですけども、設計図書の中身が瑕疵というんですか、少し現場と違うとか、そういうようなことはあると思います。その場合は当然ながらその場で修正というか、当然打合せの中で協議して修正してやっていくと。その瑕疵というんですか間違いというんですか、そごというんですか、そういうようなものが大きなものであれば、相手方に対して当然ながら町のほうもものを言っていくというのが一般的なスタイルだというふうに思っています。今回の場合は、そういう点で先ほど議員がおっしゃったようにいろんな点でいろんな状況が重なってこういうような状況になったということで、この分については相手方に対し当然金額の損害賠償を求めるとともに、町に対して今後、設計等に万全を期すというような、そういうようなことも含めてやっていくつもりで訴訟を提起すると。

ただ、相手方の瑕疵がここで確定とかそういうふうになった場合には、当然ながら町のほ

うの入札等に関する処分というんですか、制裁というんですか、そういうようなものはあり得るといふふうに考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほか。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

この訴えのことについてはいいんですけれども、そもそも大阪府の紛争委員会に河南町自ら持っていったということ、そして、いろいろ現場の職員が監督として、その中で紛争のないようにスムーズに進めていくのが全国どこでもやられていることとございます。それが何でもかんでもこういう裁判に最終持ち込んで、こないして決着をつける。結果、その流れでは決着がついたように思われますけれども、その間の労力と費用が河南町の住民の税金で使われたということは、これは代えられません。そして、本当にかなん桜小学校の品質管理、品質の問題、それがちゃんと行われているのか、河南町の現場の職員が何も紛争のところに持ち込んで業者にも何も言えない、また、阿波設計事務所に対して言っても何も是正されない、そういう流れの一連で工事が進んでいく。その中で本当に品質管理がちゃんとできるのか、これは問題。残ったのはかなん桜小学校の建物、本当にそれがちゃんとしたものにできておるのかというのは、何でもかんでもいろいろ日本の建築も品物もずっとメイド・イン・ジャパンで長らくそういう品質管理がされてきたけれども、あちらこちらに落ち度があって露呈してきて、いろいろそういう品質管理の問題が出てきている。その中でこの提訴。それで幾ばくかのお金が決着しても、品物は耐用年数、鉄骨なら60年というようなことになっておりますけれども、それをまた子供たちの学びの館として改造していく。そしてそれが本当に安全なものか、いろいろそのことを何も議論されていない。

何でもかんでもこういう裁判に持ち込んで、最後にお金の問題で決着をする。そして、本当にでたらめな建物が河南町のあちこちに建ってそのままになっていくというようなことが起こればおかしな問題になりますので、本当に工事の進捗状況で、今、いろいろこの工事はAだった、Bだった、Cだったというランクづけがずっとなされておる。その点、そのランクづけはどうだったのか、本当にやっているのか、そのところをお答え願いたい。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

現場のほうにつきましては、設計図書等に基づきまして一定、品質は確認しながら随時進めてまいっているところでございます。最終的には別部署の契約検査課のほうでも内容の検査をさせていただいて、確認を取ってやっているということでございまして、今回、現場の品質の管理というところと、そういったところの別の時限で金額の紛争というところが生じたので、そこらについて建設工事紛争審査会のほうに申立てをされたというふうを考えておりまして、品質につきましては、毎週定例会議を開きながら、その場その場で現場に職員が赴き、確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

それは、単なる本当にでたらめな設計事務所が設計をした、そこがやってきたところをちゃんとやって、後を追ってそれをちゃんと管理していったというような答えをもらいましたけれども、それだったらそれはちょっとおかしな問題で、金額だけの問題じゃなしに、設計とは全体で何を使うか、どういう品物を使うかというような設計図書、仕様書というものでございまして、何もかもでたらめなことをやっているところを提訴する、そういう中でちゃんとした設計図書をちゃんとやっていったというような答えは少し横暴じゃないかと。これは、新たに違う第三者の機関が設計を見直して、それを全てやって、そのとおりにやっているというたら今の答えはいけますけれども、その点をちゃんとやらなければ、これは本当の解決にも何もならない。それは理事者側の言い分であって、住民がそういうことを聞いたら、でたらめな設計を訴える、金額だけで訴えるというようなことでは、その間でいろいろそれを現場で指揮する河南町の職員が、それが間違いないというのが進んでおればいいんですけども、その途中で既に大阪府の紛争に持ち込んだという事実があります。その点ちゃんと、これは本議会ですので、全て府へもあちこちにも行きますので、ちゃんと答えていただきたい。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

現場を施工する段階で、当然ながら各種問題は生じてまいります。設計図書と違ったり現



場と内容が合わないということは多々ございまして、そういった中で当然、施工業者、それから町の監督職員、設計図書の業者、それらが協議をいたしまして、何が最適であるかというのを判断しながら随時業務は遂行していったということでございます。したがって、現場の施工につきましては工期内に完了を見たというふうに考えております。

ただ、紛争になったのは、あくまでもそれを仕上げていく上で、途中において金額の合意を得ないまま、現場を優先させて現場の施工をさせたというところが問題になったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

今まででいろんな問題が生じております。大きなビルの耐震の下の地下に潜っているゴム、その品質管理がおかしくて、それが大変なことになったという例もいろいろございます。そして、小学校のこういうリフォームの場合には、体に害のある塗装を使ったり、そういう面もいろいろございます。この設計者に対して、本当にちゃんとした設計じゃないと、その一つの塗装、一つの方法まで人体に危害を加えるものが使われているという例が多々ございます。その金額だけじゃなしに、いろいろな面でしっかりと役場の職員、現場の職員、ちゃんとやらなければならない。

建築の材料は日進月歩で進んでおります。一番新しいものを使う、そういういろいろなことが建築の中には盛り込まれてきます。そういうときに、その設計をちゃんとしてやらなければ本当にいいものができない。皆さんの税金で造るためには、ちゃんとしたものを造って、それを提供して、学校というような建物は多くの人の避難所にもなりますし、いろいろな使い道の用途がございますので、そういう観点から今後、職員の育成をちゃんとやっていただきたい。その点、町長どうですか。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今回の問題はいろんな点が重なってこういうふうになったんですけれども、やはり町の職員の資質の向上というんですか、それを見る目を養っていかなあかんと。そのためには、職員本人の当然、資質の向上はあるんですけれども、やはりそういう場を町のほうで設定する

というか、そういうような機会があればそういうようなところにどんどん行っていただけるような雰囲気というんですか、そういう体制を組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○10番（中川 博）

議案第39号の訴えの提起についての質問ですけれども、今回、裁判に訴えて訴訟をするというような段階になったわけです。そういうことになりましたら、最終的には請求の趣旨ということで損害賠償金として519万1,991円を勝ち取ることが、最終的には今現在におきましては住民のためになるというような状況になっていると思うんです。その中で、請求の原因の中でその原因が実施設計図書に瑕疵があったというのが主な原因だと思うんです。実施設計図書の中には設計図面と積算書等があると思うんですけれども、設計図面においてもそういう瑕疵があったというように思うんです。その辺、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

瑕疵の中身につきましては、図面にあって明細書に載せていない瑕疵もございましたし、現場と図面が合っていないということで、図面のほうに本来掲載すべき部分が掲載されていないかという部分もございます。ですので、本来現場に入ってこの現場では何が必要であるかというところが、図面への記載が漏れているというような内容も中にはございました。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ということは、設計図面においても瑕疵があったというように今、渡辺総務部長のほうからお話をいただきました。

今回の阿波設計事務所の設計に携わった人は当然一級建築士だと思うんですけれども、阿波設計事務所ぐらいの大きな設計事務所になりましたら、最終段階は一級建築士が責任を持つと思うんですけれども、その作業においては職員等が関わりながらできていたんじゃない

かと思います。その中で結局、一級建築士が始めから終わりまで全部やったらこのようなミスは多分起こらないと思うんですけども、その辺の見解は町はどう捉えておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷施設課長。

○総務部副理事兼施設整備担当課長（谷 道広）

阿波設計事務所は、おっしゃるようにたくさんの建築士を抱えておりまして、当然、一級建築士は最終の図面等、内訳書も確認しておりましたが、今回のような事件になってしまったということです。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

最後、ちょっと聞きにくかったんですけども、そういう一級建築士が最後ちゃんと確認しておれば、このような問題は起こらなかったというように答えたということでもよろしいですね。これは質問ではなしに、今確認しているだけです、3回目ですので。

○議長（浅岡正広）

クビだけで。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

設計事務所のほうには当然一級建築士がおりまして、現場の責任者は一級建築士を据えるようになってございまして、その者が確認していた上でこういう結果になっているということでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

最後ですけども、今さっき一番初めに言いましたように、今回もう訴訟で、最終的にはこの訴訟を裁判として河南町として勝ち取るということが大事ですので、相手側の弁護士にとったら、例えば我々は今、議会で議論していますけれども、ここであまり町のそういう責任追及というのが起これば、多分、向こうの弁護士さんのやり取りとしては議会でもそのように町の責任を追及しているやないかというようなことになりかねませんので、その辺は慎

重に今後考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

大門議員。

○4番（大門晶子）

1点だけ確認させていただきたいんですけども、こちらは瑕疵があるというふうに主張しているんですが、先方が瑕疵に係る損害を求めたが応じなかったという、要するに向こうは瑕疵がないというふうに判断しているのかどうかということをお教えください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

先方のほうにつきましても当初、一定瑕疵は認めておったんですけども、紛争審査会のほうで協議が進むにつれて、阿波設計事務所のほうは自らの瑕疵はないというふうに判断されたということでございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

もう一点確認です。

瑕疵があったというふうに認めて、建物というのはきちとかなん桜小学校を造ってもらったというふうに思うんですが、先ほど廣谷議員からでたらめな施設を造ってもらっては困るというふうな発言もありましたので、かなん桜小学校の改修していただいた中の建物というのは、子供たちが安全・安心に使える建物かどうかということも確認させてください。

○議長（浅岡正広）

谷施設課長。

○総務部副理事兼施設整備担当課長（谷 道広）

当然、先ほども言いました検査等をやりまして、安全・安心である建物であります。もちろん、何か不具合とかございましたら、そのたびに業者とも打ち合わせて、我々はすぐ現場に行って修正等しておりますので、安全な建物であります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

最後に1回だけ残っているので。

廣谷議員とのやり取りの中で、工事期間中に品質管理として内容の確認を週1回会議でやっていたという話、品質管理も含めてやっていたという話をされていたんです。私、工事とは分からない素人なんですけれども、実際に完成品を見て、階段の手すり、普通やったらさびを落としてから塗装するところをさびを落とさずに塗装しているというような、素人目にも分かるような品質管理のずさんさというか、工事のずさんさというのが見えています。素人目に分かる表に出てきている面があったというのをそのときの議員は確認しているわけです。表に出てきているそういうものがあるのに、中のことまで本当に品質管理をちゃんとしているのか、週1回ちゃんと確認してきたという説明が果たしてほんまにそれは住民が納得できる説明なのか、何かそれはすごく矛盾があるように感じてならないんですけれども、そのあたりはどう説明してくれるんですか。住民が安心する説明をしてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

当然、工程会議ということで、毎週1回、工程の進捗状況であったりその場の仕上がりであったりというのは確認して施工管理を進めているところでございます。当然、隠れた部分につきまして全てが確認できるわけではございませんけれども、後にその隠れた部分について瑕疵が発見された場合は、工事請負契約書の中で瑕疵の請求、損害賠償というか、やり直しというようなことも当然工事完成後2年間はできる形になっております。開校以来もう既に1年たっておりますので、その中で修補については何点か修正した部分もございます。そういった形で、よりよい建物にしたというふうに考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかにございませんか。

河合議員。

○3番（河合英紀）

1点だけ、訴訟をやるからにはやっぱり勝たないといけないというふうに考えるんですが、今回請求する金額519万1,991円、多分弁護士さんといろんな相談をした上でこの金額になったと思うんです。この金額は満額で勝てるというふうに考えての金額なんでしょうか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

当然、町のほうも勝訴を目指してやっていくわけなんでございますが、訴訟の遂行の課程においてどういった形で進行していくか、先方さんも当然瑕疵がないというふうに主張しておりますので、最終的に我々は当然これで勝ち切りたいと考えておりますけれども、結果については今のところ、まだはっきりしないというのが現状です。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

今までの討論の中で、もっといろんな請求ができるんじゃないかとほかの議員さんからもいろいろ意見があったと思うんですが、この金額で多分、議会としても納得しているかと言われたら、そこまでみんなが納得した金額ではないと思うんです。なので、簡単に妥協するというか、金額を引き下げることがないように、これからしっかりやってもらえたらなというふうに思います。

以上です。

（「議長、私さっき質問に答えてもらってないです。手すりの部分は何でそうなったのかの確認、会議しているのに経過のことを答えてもらってないです」と呼ぶ者あり）

○議長（浅岡正広）

どの部分か分かってるか。

（「いまいち理解できない。休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（浅岡正広）

暫時休憩。

休 憩（午前9時42分）

~~~~~

再 開（午前9時46分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開します。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

今ちょっと確認をさせていただいたところ、今回の本体の請負工事のところには、手すりの塗装は当初入ってごさいませんでした。しかし、現場のほうから追加でいろいろと、当然、ここをこうしてほしい、ああしてほしいということで要求が出ておまして、その部分について、施工業者をお願いするのではなくて、別の業者をお願いしてそこは施工したというふうに確認できましたので、別の業者の……

（発言する者あり）

○総務部長（渡辺慶啓）

はい。ということです。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかにごさいませんか。

松本議員。

○2番（松本四郎）

今までのいきさつをいろいろと聞いていますと、最終的にやっぱり最初の契約のところでの定義というんですか、廣谷議員もおっしゃたように、工事によっていろんな品質も含めた定義をしっかりとお互いに業者と設計業者と、それからこちらの河南町側と、今回こういう問題が起こったわけですから、これを我々議員もそうですけれども、せっかくこの機会にいろいろな議論が出ました。これをしっかりと受け止めて、理事者側でも一つのマニュアルじゃないですけれども、工事ごとのしっかりとしたチェック体制というんですか、やはり金額が大きいですね。それで最終的に今回519万円の損害賠償で決着しようとしていますけれども、まだ屋上の防水とかそういうのは、当初河南町側が見込んだ金額よりもさらに最終的にやろうとなると2千万円、3千万円の金額が膨らんでいくわけです。これは、私として今回初めて聞かせてもらいましたけれども、非常にまずい対応をしたなと私は実は思っています。

これはこれで終わったことだからやむを得ませんけれども、やはり今後については、この失敗を、失敗と言って悪いかどうか分かりませんが、一つの契約の失敗やと私は思っています。しっかりと契約の内容からはっきり分かるような、専門の人も入れてこれからは

対応していただきたいと思っています。

そして、最後ですけれども、この519万円は必ず弁護士さんと相談して勝ち取っていただきたいと思っています。安易な和解に持ち込まないで、しっかりとした議論を詰めて、弁護士さんに言っていただいて必ず勝ち取るということをお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

高田議員。

○1番（高田伸也）

これまでの皆さんのご意見を拝聴しまして、当然このような訴訟を二度と起こしてはならないということは分かっておりますし、ご理解いただいているものだというふうに思っておりますが、当初、職員の皆さんと、当町側も一級建築士の方が設計段階から加わっていただいたというようなことも聞いていました。今回、阿波設計事務所のほうにも一級建築士の方がおられると。その中でもこういうものが発生したということを考えますと、先ほどご意見いただきましたけれども、職員の資質だけで解消できるものではないなという気がいたしました。双方のプロが入りながらもこういうことが起こるということでございますので、そこで、私はいろんなところを拝見しましたら、各市町村でも第三者委員会と、様々なパターンがありましたけれども、設置されているところがたくさんございましたので、一度、職員の皆さんのご負担をかけるだけではなくて、定期的に第三者委員会の皆さんを集めていただいて、そういう会議を開くことによって今回のような問題が回避できるのではないかなというふうに思っておりますので、是非、再発を防止する上でもご検討いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかにございませんか。

議長から申し添えますけれども、今回いろいろなご意見をいただきました。その中で、再度同じ図面を使うというような表現があったと思うんですけれども、その点ちょっと疑問が残っておられる議員の方もおられると思いますので、確実に大丈夫やという担保をいただいてから作業に取り組んでいただきたいのと、品質問題、いろいろ疑問点が残っております。問題なしと言い切っていただけるのかどうか、その辺だけちょっと部長、よろしいですか。



品質管理と、今言っています図面を再度同じやつを、これから裁判しようという設計会社のやつを基準に使っていくわけですから、今、最後に出ましたけれども、第三者的なところからも一度検討いただくのがあれかなと思うんですけども、その点いかがですか。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

当然、設計事務所が出した図面をまた改めて町のほうの職員を通じて確認させていただいた上で、そこはもう、1人の職員に任せるわけではなくて、何人もの目を通した上で間違いがないかということを確認して取組をさせていただきたいと思います。

それから、品質につきましても、私どもとしては安全であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浅岡正広）

いずれにしましても、住民の方が疑問を抱かないような方法で進めていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第6 意見書案第2号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）（登壇）

意見書案第2号

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保  
を求める意見書

別紙の意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年11月4日提出

提出者	河南町議会議員	佐々木 希 絵
賛成者	〃	高 田 伸 也
	〃	松 本 四 郎
	〃	河 合 英 紀
	〃	大 門 晶 子
	〃	力 武 清
	〃	廣 谷 武
	〃	福 田 太 郎
	〃	中 川 博

本意見書につきましては、大阪府河川協会から大阪府内の市町村議長に令和2年9月8日付で依頼があり、また9月9日に府町村議長会から改めて市町村議会に依頼がありました意見書であります。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策は本年度で終了するため、大阪府河川協会は、国に対して積極的な働きかけが不可欠だと考えられ、各市町村議会に対して依頼されました。議長を除く全議員が賛成者でありますので、朗読をもって説明とさせていただきます。

めくっていただきまして、

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保  
を求める意見書（案）

近年の気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、着実な治水事業の推進に加

えて、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が流域全体で行う治水、いわゆる「流域治水」へと転換を図り、施策や手段を適切に組合せて充実・加速化し、治水安全度を向上させていくことが必要である。

今年1月頃より発生した新型コロナウイルス感染症の状況は、増加する要因と減少する要因とがきつ抗しており、いつ拡大してもおかしくない状態であるため、現在、必要な対策を進めているところである。一方で九州地方を中心とした令和2年7月豪雨による災害が発生するなど、自然災害は待ってはくれない。

このような中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」をはじめとした国費を活用し、人命を守ることを最優先に、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策を効率的に組み合わせた防災・減災対策にあっては、今後も継続的な取り組みが求められているところである。

よって、国におかれては、地方公共団体が取り組む、防災・減災の取り組みを充実・強化していくための、必要となる予算・財源を安定的に確保し、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後の予算措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月 日

衆議院議長 大 島 理 森 殿

参議院議長 山 東 昭 子 殿

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

財務大臣 麻 生 太 郎 殿

国土交通大臣 赤 羽 一 嘉 殿

国土強靱化担当大臣 小此木 八 郎 殿

大阪府南河内郡河南町議会

以上です。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

本案は議長を除く全議員が賛成であり、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

それでは、佐々木議員、自席へお帰りください。

異議がございませんので、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩の間、予算特別委員会の開催をお願いします。

正副委員長及び各委員には、よろしく審査をお願いしておきます。

休 憩（午前9時59分）

~~~~~

再 開（午後3時15分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会に付託しました議案第38号 令和2年度河南町一般会計補正予算（第5号）の審査結果報告がありました。

日程に追加し、委員長報告について議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長（浅岡正広）

異議がないようですので、日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

追加日程第1 予算特別委員会委員長から委員会の審査の経過及び結果について報告を求めます。

松本議員。

○予算特別委員会委員長（松本四郎）（登壇）

本日、先ほどの本会議において予算特別委員会が設置され、当委員会に付託を受けました案件は、議案第38号 令和2年度河南町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

付託の議案について、先ほど委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その審査の結果をご報告申し上げます。

議案第38号 令和2年度河南町一般会計補正予算（第5号）は、討論なしで採決に入り、賛成多数で認定すべきものと決しました。

なお、この際、委員長より理事者に対して申し上げておきますが、委員会中、委員からの指摘事項及び研究課題については、早急に検討されるように強く申し伝えておきます。

また、質疑応答については、議長を除く議員全員が委員であり、十分にご審査願ったと思っておりますので、省略させていただきます。

記録は事務局に整理させておりますので、後日でもご覧いただければ結構かと思います。

以上で予算特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（浅岡正広）

すみません、委員長にお伺いします。可決でよろしいですね。

○予算特別委員会委員長（松本四郎）

はい、可決いたしました。

○議長（浅岡正広）

予算特別委員会松本委員長の審査報告が終わりました。慎重なる審査ご苦労さまでした。

議長を除く全議員が委員として十分に審査をしていただきましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

松本委員長、自席にお戻りください。お疲れさまでした。

ただいまをもちまして、予算特別委員会は解散されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

それでは、議案第38号 令和2年度河南町一般会計補正予算（第5号）の討論に入ります。  
力武議員。

○5番（力武 清）

議案第38号補正予算に対して反対の立場から討論させていただきます。

私は、この補正予算が出されて、予算特別委員会に付託された中で審議を尽くす中で、予算そのものの中身は別に異論を挟むことではないんですけれども、理事者側の答弁の内容があまりにも明確ではないし意思統一が図れていない、そういう立場で反対をさせていただく。特に理事者の苦言のための反対討論ということで、理解をしていただきたいと思います。

私は、予算の編成、執行は理事者側に当然あることは承知しています。提案された予算を我々議員が議論し審議する、そのための我々の仕事があるわけですが、その中身で、

編成された予算の特に中村こども園の設置目的、改装目的の審議において、当初コロナ対策だというような話がある中で、途中で地域に開かれたこども園化していくんだというような話になりました。その経過の説明が、あまりにも曖昧さを残すような形になったのではないかなというふうに思います。

私は、最初から地域に開かれた110年、120年の歴史ある小学校を閉鎖して、園になって、もっと地域の活性化を図れる、そういう開かれた園が求められていたのを期待して、そういう方向で中村こども園の議論はされてきて、設置もされました。そういうことを期待していたんだけど、今日の説明では、最初からこども園のコロナ対策だということで国からお金をもらってそういう対策に充てる、改装ありきの議論になってしまった。途中から教育長の説明でよく分かったんですけども、地域との交流、憩いの場としてやるという、最初からそういう説明をきちんと我々にすれば、僕はもっと有効な議論になったのではないかなと、時間の活用もできたんじゃないかな。やっぱり説明責任の仕方の問題について、私は苦言の立場から反対ということにさせていただきます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

次に、賛成討論をお受けします。

大門議員。

○4番（大門晶子）

予算特別委員会の賛成討論をさせていただきます。

今、力武議員からご指摘ありましたように、理事者側の答弁が本当に意思統一されていないというこの提案でありましたので、ここは是非、今後とも理事者の皆様、ご協力いただきまして、私たち議員が分かりやすいように説明をお願いしておきたいということを申し添えまして、予算に関しては特に異論はなかったようでありますので、賛成とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第38号 河南町一般会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上で、本臨時会議の議事日程は全て終了しました。

本臨時会議の閉議に際し、森田町長より挨拶の申し出がありましたので、お受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

令和2年河南町議会11月臨時会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本臨時会議におきましてご提案させていただきました案件に対しまして、慎重審議の上ご可決賜りまして、誠にありがとうございます。

議員の皆様方におかれましては、時節柄お体に十分ご留意いただき、ご活躍されんことをお祈り申し上げます。閉議に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

森田町長の挨拶が終わりました。

本臨時会議の会議におきまして字句等の修正がございましたら、議長において修正させていただきます。

それでは、これをもちまして令和2年河南町議会11月臨時会議を閉じまして、散会とします。

お疲れさまでございました。

午後3時25分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（4番）

署名議員（5番）